

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法 について

～的確な危機管理のために～

公布 平成24年5月11日

施行 平成25年4月13日

## WHOパンデミックフェーズ

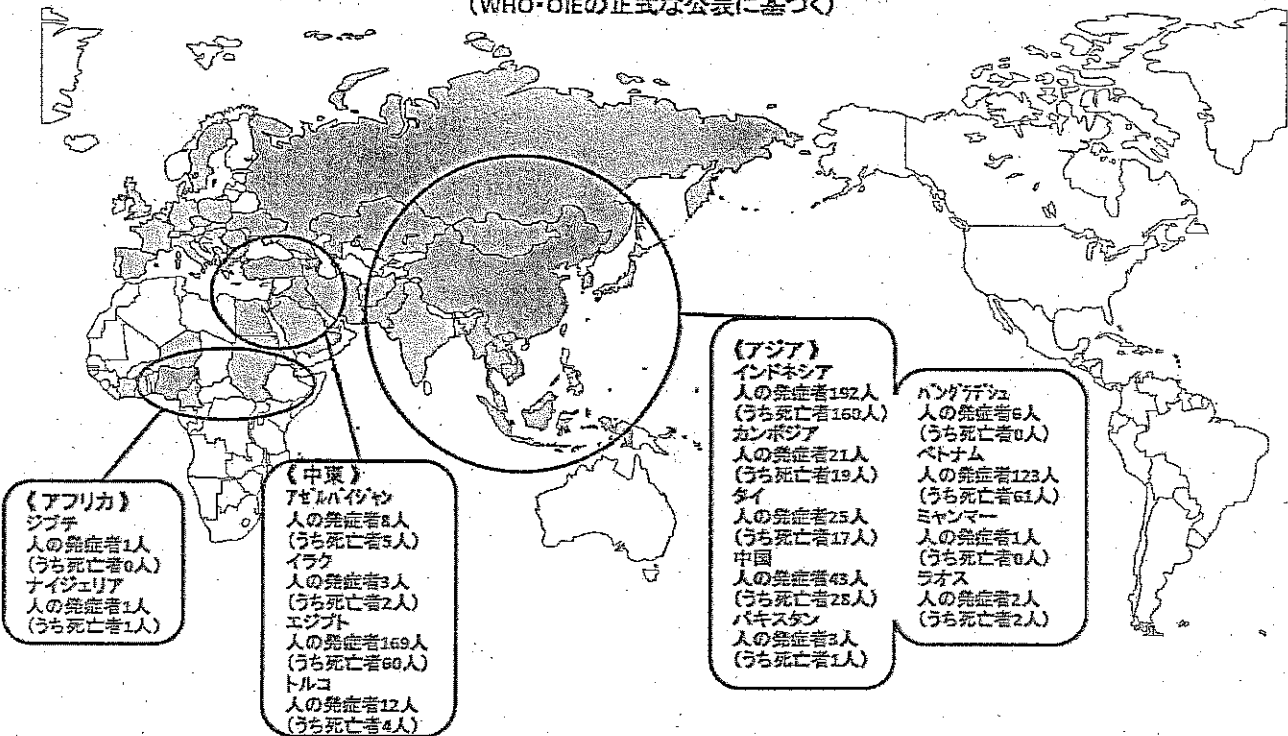
フェーズ	状態
フェーズ1	ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルス発生がない。
フェーズ2	ヒトへ感染しパンデミックを引き起こす可能性を持つ亜型のウイルスが検出。
フェーズ3	新しい亜型のインフルエンザウイルスが散発的又は限られた集団に感染しているが、コミュニティレベルでの継続的なヒト-ヒト感染は発生していない。
フェーズ4	コミュニティレベルでの発生を継続させる力がある新しい亜型のインフルエンザウイルスが、ヒト-ヒト感染していることが確認された。
フェーズ5	WHOの1つの地域に属する2か国以上で、そのインフルエンザウイルスによってコミュニティレベルの感染が継続している。
フェーズ6	フェーズ5の条件に加え、WHOの別の地域の1か国以上において、そのインフルエンザウイルスによってコミュニティレベルの感染が継続している。

H7N9

※枠囲いは鳥インフルエンザ(H5N1)のフェーズ

# 鳥インフルエンザ(H5N1)発生国及び人での確定症例(2003年11月以降)

(WHO・OIEの正式な公表に基づく)



※ 上記の他、人への感染事例として  
 1997年香港(H5N1 18名感染、6人死亡)  
 1999年香港(H5N2 2名感染、1人死亡)  
 2005年香港(H5N1 2名感染、1人死亡)  
 2003年オランダ(H7N7 89名感染、1人死亡)  
 2004年カナダ(H7N3 2名感染、死亡なし)  
 2007年英国(H7N2 4名感染、死亡なし)  
 2012年メキシコ(H7N3 2名感染、死亡なし)等がある。

■ 家畜等でのH5N1が認められた国  
 ■ 人でのH5N1発症が認められた国

参考: WHOの確認している発症者数は計610人(うち死亡360人)

2012年12月17日現在  
 厚生労働省健康局結核感染症課作成

## WHOに報告されたヒトの鳥インフルエンザ(H5N1)確定症例数

(2012年12月17日現在)

	2003年		2004年		2005年		2006年		2007年		2008年		2009年		2010年		2011年		2012年		合計	
	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数
アゼルバイジャン	0	0	0	0	0	0	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5
ハングレード	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3	0	6	0
カンボジア	0	0	0	0	4	4	2	2	1	1	1	0	1	0	1	1	8	8	3	3	21	19
中国	1	1	0	0	8	5	13	8	5	3	4	4	7	4	2	1	1	1	2	1	43	28
ジブチ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
エジプト	0	0	0	0	0	0	18	10	25	9	8	4	39	4	29	13	39	15	11	5	169	60
インドネシア	0	0	0	0	20	13	55	45	42	37	24	20	21	19	9	7	12	10	9	9	192	160
イラク	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
ラオス	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
ナイジェリア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
タイ	0	0	17	12	5	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	17
トルコ	0	0	0	0	0	0	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4
ベトナム	3	3	29	20	61	19	0	0	8	5	6	5	5	5	7	2	0	0	4	2	123	61
合計	4	4	46	32	98	43	115	79	88	59	44	33	73	32	48	24	62	34	32	20	610	360

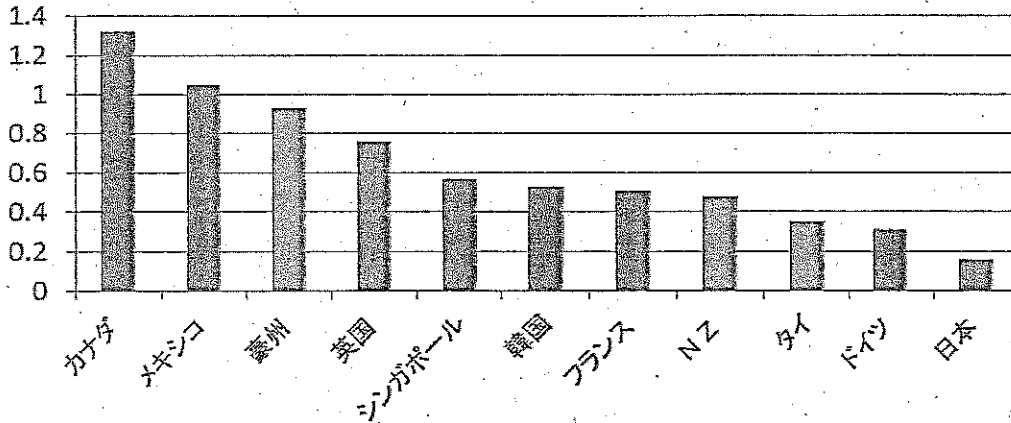
注: 確定症例数は死亡例数を含む。  
 WHOは検査で確定された症例のみ報告する。

# 新型インフルエンザの死亡率の各国比較

	米国	カナダ	メキシコ	豪州	英国	シンガポール	韓国	フランス	NZ	タイ	ドイツ	日本
集計日 2010年	2/13	4/10	3/12	3/12	3/14	4月末	5/14	-	3/21	-	5/18	5/26(注)
死亡数	推計 12,000	428	1,111	191	457	25	257	312	20	225	255	199(注)
人口10 万対 死亡率	(3.96)	1.32	1.05	0.93	0.76	0.57	0.53	0.51	0.48	0.35	0.31	0.16

2009年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)に関する集計値

※尚、各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一時的に比較対象とならないことに留意が必要。  
 (注) 9月末時点においては203人



出典：各国政府・WHOホームページから厚生労働省で作成

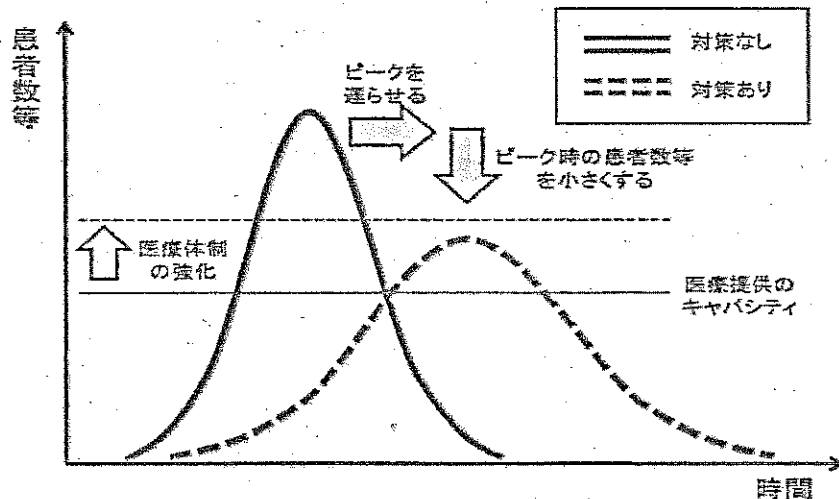
9

## 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
2. 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

⇒迅速な対策のための明確な体制を構築する。

<対策の効果 概念図>



8

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

## (背景)

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。
- このような高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。

- 平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の経験を踏まえ、
  - ・平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
  - ・新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性



- 政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定。

平成24年5月11日公布。公布の日から1年を越えない範囲内に施行

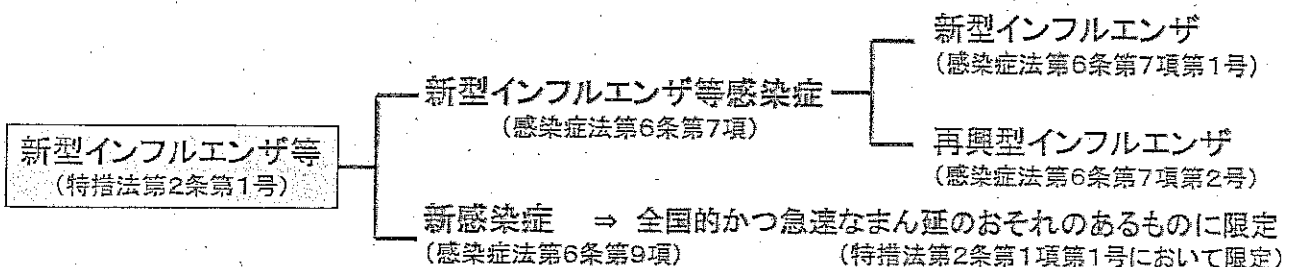
10

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象疾病について

○ 新型インフルエンザは、他の感染症と異なり、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済の安定を著しく阻害する可能性が高いことから、このような事態に備えて、今般新たな法律を設けたところ。

○ 未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きなものが発生した場合は、新型インフルエンザと同様、国家の危機管理として対応する必要があることから特措法の対象としたところ。

※ 特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」との関係は、以下のとおり。



# 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 1. 体制整備等

### (1) 行動計画の作成等の体制整備

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施  
※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

## 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限り)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

## 2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資等

○ 施行期日:公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

# 新型インフルエンザ等対策に係る対処体制

平時

## 新型インフルエンザ等対策閣僚会議

(平成24年8月3日 閣議口頭了解一部改正)

主 宰 : 内閣総理大臣  
構 成 員 : 全閣僚

<主な任務>

- 「政府行動計画」に基づき、政府一体となって対策を推進。

発生時

## 新型インフルエンザ等対策本部

本部長 : 内閣総理大臣  
副本部長 : 官房長官、厚生労働大臣、  
その他の大臣(本部長が特に必要と認める場合)  
構 成 員 : 他のすべての国務大臣

<主な任務>

- 発生状況に応じた「基本的対処方針」を決定する等、対策を総合的かつ強力に推進。

<特措法の趣旨に則り、新設>

## 新型インフルエンザ等対策有識者会議

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について(平成24年8月3日閣僚会議決定)

- 委員 : 医学、公衆衛生、法律・経済専門家、経済界、労働界、地方公共団体、マスコミ等  
※ 内閣総理大臣が指名

<主な任務>

- 内閣総理大臣からの求めに応じ、「政府行動計画案」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

医療・公衆衛生に関する分科会	委員:「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名
社会機能に関する分科会	委員:「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名

## 基本的対処方針等諮問委員会

- 委員 : 「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名(医学、公衆衛生関係者等)

<主な任務>

- 内閣総理大臣からの求めに応じ、「基本的対処方針」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例

## 新型インフルエンザ発生

### 第一段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

#### 政府対策本部立ち上げ

行動計画に基づき、基本的対処方針策定  
検疫の実施、特定接種の実施等

### 第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

#### 病原性等が強いおそれがある場合

#### 緊急事態宣言

外出自粛、催物の開催の制限の要請等  
住民への予防接種  
臨時の医療施設における医療提供 等

#### 緊急事態宣言終了

#### 左記以外

本部のみ継続

#### 本部の廃止

12

## 新型インフルエンザ等緊急事態宣言(政令要件)について

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件

#### (政令要件Ⅰ)

重症症例(肺炎、多臓器不全、  
脳症など)が通常のインフルエンザと比較し、相当多くみられる場合

海外及び国内の臨床例を累積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。  
※ 感染症法に基づき厚生労働大臣が公表する段階では、ある程度の臨床例が蓄積されていると考えられる。

全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件

#### (政令要件Ⅱ)

①報告された患者等が誰から感染したか不明

or

②報告された患者等が誰から感染したかは判明しているが、感染の更なる拡大の可能性が否定できないと判断された場合

患者等に関する積極的疫学調査を行い、その結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。

②のケースであっても、早期の行政的な介入が必要

# 新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

## 厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

### 政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

### 都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事の要請・指示等

### <市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

## 新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

### <国>

- まん延の防止に関する措置
  - ・住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
  - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
  - ・特定物資の売渡しの要請・収用

### <都道府県>

- まん延の防止に関する措置
  - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
  - ・病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
  - ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
  - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
  - ・特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

### 市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
  - ・住民に対する予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

## 新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について【法第15~26条、34~37条】

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に対策本部を設置
- 国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時に設置【都道府県は、政府対策本部設置以前の任意設置可(法律に基づく対策本部ではない)。政府対策本部設置後は、海外発生期(国内未発生)でも47都道府県で設置】
- 市町村は緊急事態宣言以降に設置【それ以前の時点での任意設置可(法律に基づく対策本部ではない)。宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

### 政府対策本部(閣議決定)

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長  
(内閣総理大臣)

政府対策副本部長  
(国務大臣)

政府対策本部員  
(本部長・副本部長以外の全国務大臣)

### 都道府県対策本部

都道府県、市町村、指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 都道府県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員派遣要請

都道府県対策本部長  
(都道府県知事)

都道府県対策副本部長  
(本部長から知事が指名)

都道府県対策本部員  
(副知事、教育長、警視總監又は警察本部長、(特別区消防長)、知事に任命された都道府県職員)

### 市町村対策本部

市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

市町村対策本部長  
(市町村長)

市町村対策副本部長  
(本部長から市町村長が指名)

市町村対策本部員  
(副市町村長、教育長、消防長又は消防吏員、市町村長に任命された市町村職員)

国・地方公共団体の行動計画、指定(地方)公共機関の業務計画について【法第6~9条】

国・地方公共団体、指定(地方)公共機関はそれぞれ、行動計画・業務計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村	指定(地方)公共機関
	対策の実施に関する基本的な方針	対策の総合的な推進に関する事項	対策の総合的な推進に関する事項	指定(地方)公共機関が実施する 新型インフルエンザ等対策の内容 及び実施方法に関する事項
	国が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに感染するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置	都道府県が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ・物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項			
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項		
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
	地方公共団体その他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
	・閣議 ・国会報告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・内閣総理大臣に報告、必要がある場合は助言・勧告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・都道府県知事に報告、必要がある場合は助言・勧告	・内閣総理大臣・都道府県知事に報告 ・内閣総理大臣・都道府県知事は助言

指定(地方)公共機関について

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の確かな実施は困難



指定(地方)公共機関による協力が必要

指定公共機関・指定地方公共機関とは

○ 指定公共機関 (法第2条第6号)

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

○ 指定地方公共機関 (法第2条第7号)

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定(※)するもの

○ 義務等

① 責務 (法第3条第5項、6項)

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。
- ・国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

② 業務計画の作成及び国(都道府県)への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表 (法第9条)

③ 業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検 (法第10条)

④ 政府対策本部長による総合調整、指示(指定公共機関のみ) (法第20条第1項、法第33条第1項)

都道府県対策本部長による総合調整、指示 (法第24条第1項、法第33条第2項)

※「総合調整」とは、指定(地方)公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。

「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。

⑤ 国(都道府県)に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる (法第27条)



行動計画について

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、政府、都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの。
- 実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

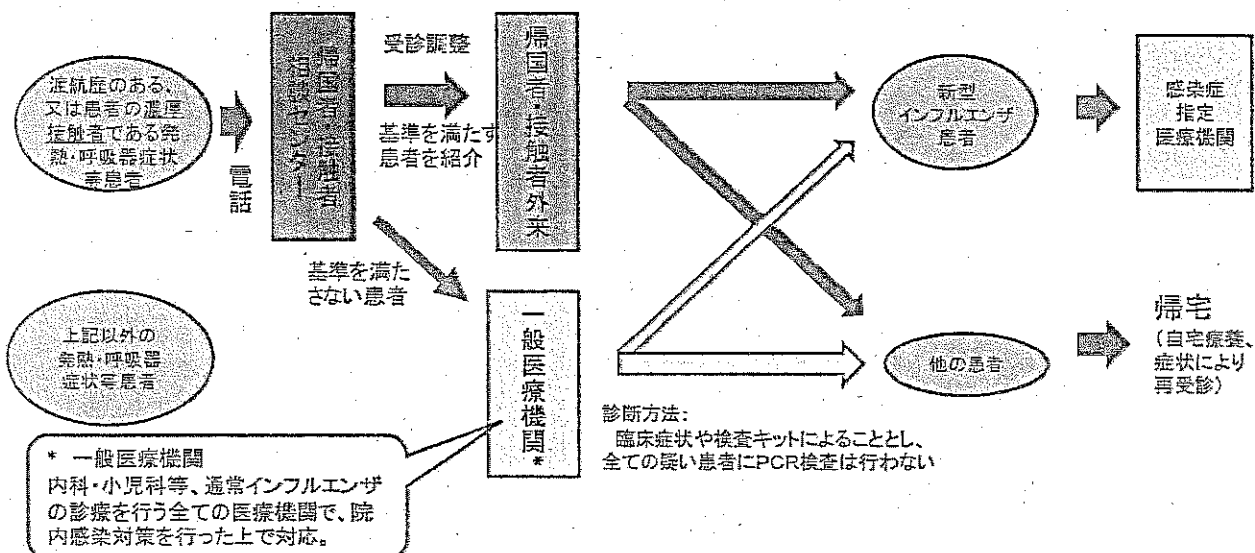
基本的対処方針について

- 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもの。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。
- 新型インフルエンザ等の発生時、都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施。

医療体制＜海外発生期～国内（地域）発生早期＞

● 新型インフルエンザ対策行動計画

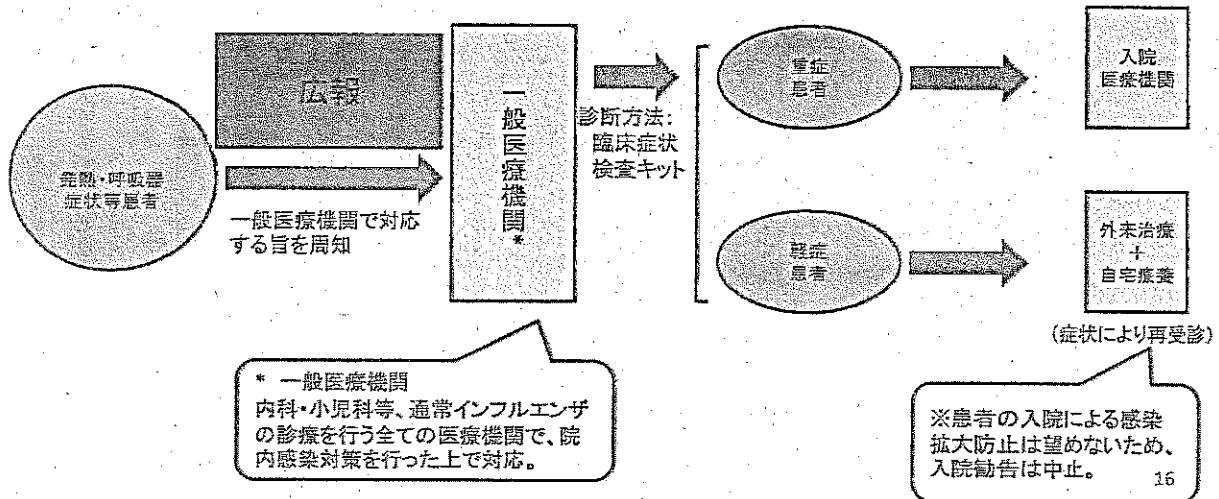
- 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者について、帰国者・接触者外来において診断を行う。
- 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- 新型インフルエンザと診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。



# 医療体制<国内(地域)感染期>

## ● 新型インフルエンザ対策行動計画

- 原則として一般の医療機関において新型インフルエンザの患者の診療を行う。
- 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。



## 感染を防止するための協力要請等について【法第45条】

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置を講じる。

### 1. 不要不急の外出の自粛等の要請

- 都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて(※)、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請することができる。
- (※)潜伏期間、治癒までの期間及び発生状況を考慮して定めることとなるが、具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一の方針を示す予定。期間については、発生初期などに1~2週間程度を目安に実施することを想定。区域については、患者の発生状況や地域の社会経済的なつながり等を勘案して都道府県知事が判断(都道府県内のブロック単位等)。

### 2. 学校、興行場等の使用等制限等の要請等

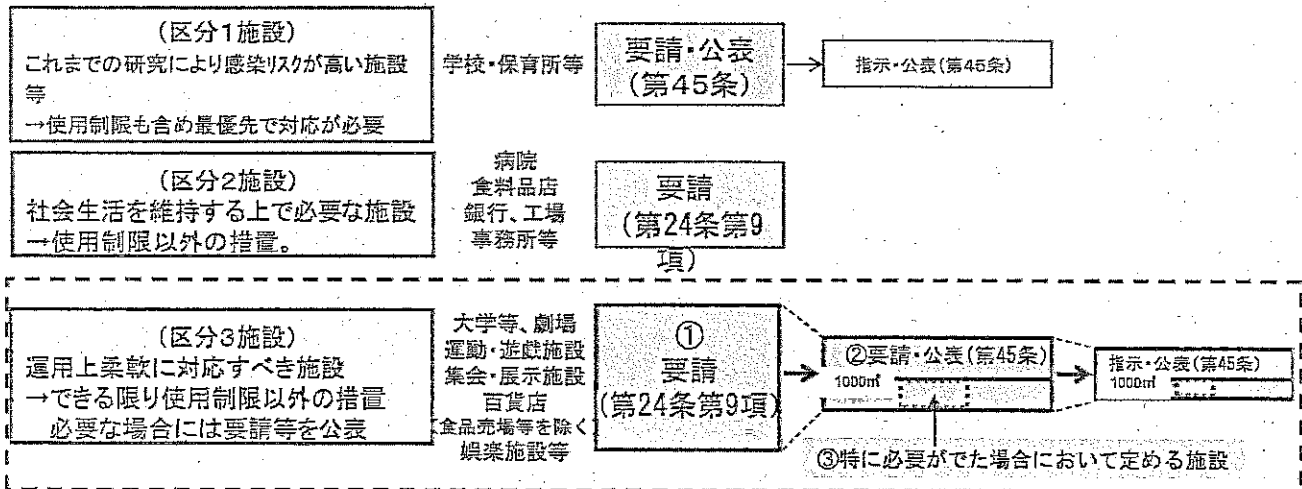
- 都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設(注1)の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置(注2)を講ずるよう要請することができる。
- (※)具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一の方針を示す予定。
- 注1「施設」の具体的内容は、今後政令で規定。人の接触状況(利用人数、施設の大きさ)等を考慮。
- 注2「措置」の具体的内容は、今後政令で規定。施設の使用制限・停止のみならず、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施の協力を含む。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。(罰則なし)
  - 要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。10-

## 感染を防止するための施設使用制限等について

新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点を踏まえ、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※特措法第45条の措置は、指示まで至る措置。また個別施設名が公表される。

特措法第24条第9項の措置は、指示まで至らない措置。また公表もされない。



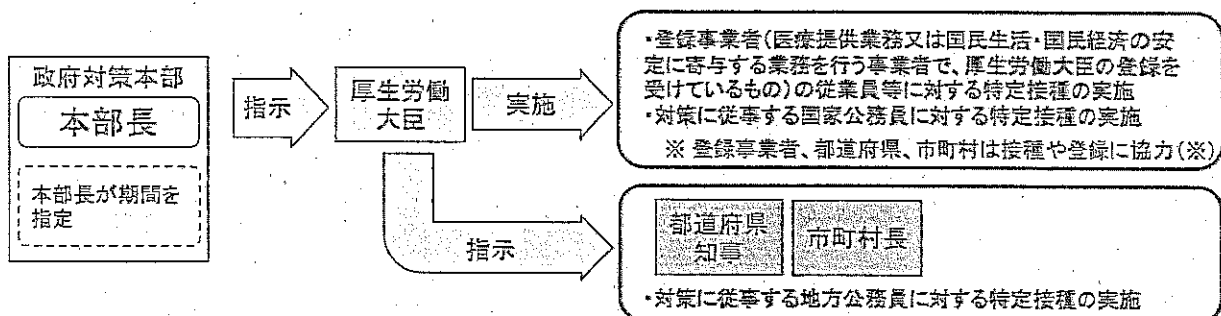
### 施設の使用制限以外の措置

- ・ 入場制限など施設利用者が互いに接触・接近しないようにするために必要な措置の実施
- ・ 発熱などの症状がある人の入場禁止
- ・ 消毒液や手洗いの場所の設置による手指消毒の徹底
- ・ 咳エチケットの徹底
- ・ 施設等利用者が発熱などの感染が疑われる症状を示した場合、消毒・清掃等の必要な感染予防策を講じることができる体制構築
- ・ その他必要な措置として告示に定めるもの

## 特定接種及び住民に対する予防接種について

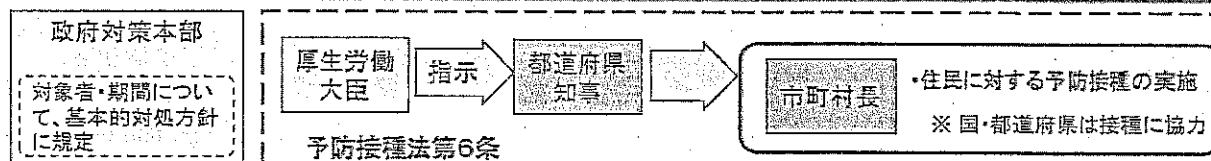
### 特定接種(対象...登録事業者の従業員等)

※登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示



※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村の御協力をいただきたい。詳細については今後検討。

### 予防接種(対象...住民)



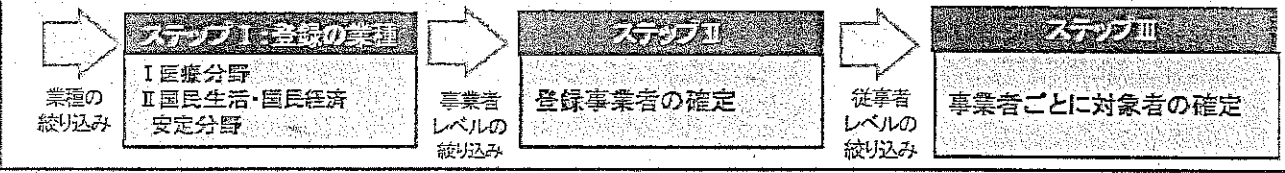
※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。

※ 健康被害救済(予防接種法の一類相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

# 特定接種対象の基本的考え方

特定接種とは、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、そのような業務に従事する者に対し、住民に先んじて行われる予防接種である。

## 特定接種対象者確定までの流れ



ステップI 登録の時期 ...登録対象と考えられる業務を有する業種・職種については、以下のものが考えられる。

	類型	特指法上の役割	業種・職種
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	生命維持	新型インフルエンザ等医療に従事する者(医療機関・薬局)
	重大・緊急医療系	生命維持	生命健康に重大・緊急の影響がある医療に従事する者(医療機関)
	介護・福祉型	生命維持	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所
国民生活・国民経済安定分野	指定型	対策本部と一体的に活動	電気通信、電気、ガス、鉄道、航空、貨物自動車運送、内・外航海運、公共放送業、空港管理、バス、医薬品製造・卸、医療機器製造・卸、中央銀行、郵便
	業務同類系 (業界団体指定により実質的に指定されている者)		電気通信、電気、ガス、鉄道、航空、貨物自動車運送、内・外航海運、報道事業者、バス、医薬品製造・卸、医療機器製造・卸、銀行、郵便
	社会インフラ系	国民生活維持	石油元売、熱供給、金融証券決済事業者
	その他の登録事業者(P)	国民生活維持	保険、食料品等製造・販売・流通、倉庫、感染性廃棄物処理

※総計推計:約2,120万

## ステップII 登録事業者

### 接種体制基準

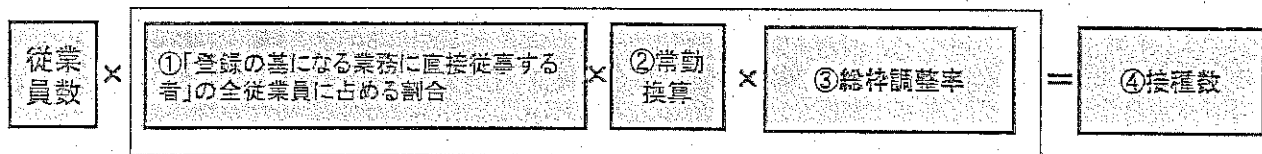
特定接種を迅速に進め、住民接種をできる限り早く実施するため、事業者に接種体制整備(産業医の選任<sup>(※)</sup>)を求める(本基準については、医療分野には適用されない。)

(※)従業員数が50人以上の事業所に選任義務あり

### 事業継続計画(BCP)の作成

## ステップIII 特定接種対象者

### 登録事業者の接種数の基本的な算定式



登録の基になる業務に従事者総数は全業種で約2,120万人と推計

### ①のイメージ例(電気事業者の例)

- ①電気の安定的・適切な供給に直接従事する者
- 下記の業務に直接従事する者
- 1. 発電所・変電所の運転監視、補修・点検、故障・障害対応、燃料搬入れ
- 2. 電力システムの運用
- 3. 通信システムの維持・監視
- 4. 緊急時対応業務
- ※ヒアリング資料の例

③ 発生状況やワクチンの製造・製剤化のスピード、国民の住民接種の緊急性等を考慮し、発生時に基本的対処方針諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部が最終決定する特定接種のワクチンの総数を基に、総枠調整を行う。

初回の登録の際は、暫定的に特定接種の一定の総枠を想定して、総枠調整率を設定したうえで登録する。

# プレパンデミックワクチン及び抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況

## 1. プレパンデミックワクチンの備蓄状況 H5N1用(H7N9用は開発中)

年度	備蓄株	備蓄量
平成22年度	ベトナム/インドネシア株	1,000万人分
平成23年度	アンフィ株	1,000万人分
平成24年度	テンハイ株 (予定)	1,000万人分 (予定)

## 2. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況

平成24年4月末時点で約6,310万人分を確保。

### ○タミフル

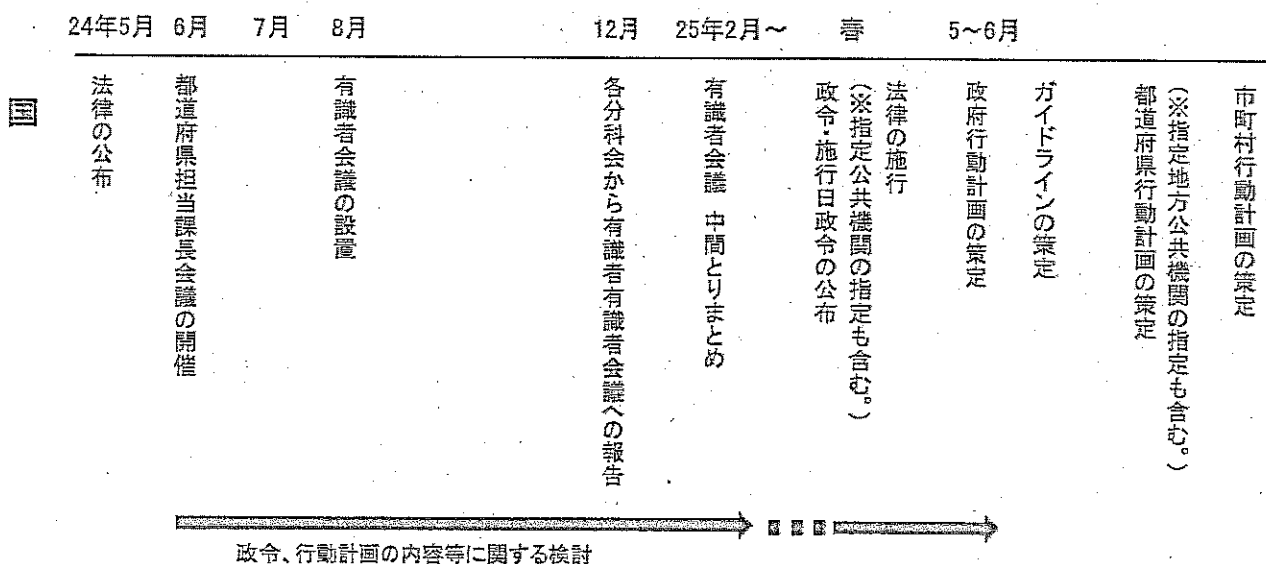
国備蓄 約3,000万人分  
 県備蓄 約2,424万人分  
 計 約5,424万人分

### ○リレンザ

国備蓄 約300万人分  
 県備蓄 約586万人分  
 計 約886万人分

23

## 今後のスケジュール



25

